

平成27年度
第1回さいたま市総合教育会議

議事録

1 期 日 平成27年6月4日(木)

2 場 所 さいたま市役所特別会議室

3 開 会 午後4時30分

4 出席者

(1) 構成員

職名		氏名
市長		清水 勇人
教育委員会	委員長	大谷 幸男
	委員	石田 有世
	委員	平澤 奈古
	教育長たる委員	稲葉 康久

(2) 市職員

職名			氏名
副市長			本間 和義
都市戦略本部		本部長	大熊 克則
		総合政策監	濱里 要
	都市経営戦略部	副理事	原 修
		副参事	小島 豪彦
		主幹	塚本 明宏
		主査	池田 宜弘
		主査	菅原 智之
		主任	盛月 宏
子ども未来局		局長	高橋 篤
	子ども育成部	部長	中島マリ子
教育委員会事務局		副教育長	村瀬 修一
	学校教育部	部長	五十嵐圭一
	生涯学習部	部長	森田 敏男
	管理部	教育総務課	課長 西林 正文
			課長補佐 野津 吉宏
			主査 菱沼 孝行

5 議題及び議事の概要 別紙のとおり

6 閉 会 午後5時16分

1 開会

○事務局(都市戦略本部総合政策監) それでは定刻でございますので、ただいまから平成27年度第1回さいたま市総合教育会議を開催いたします。

冒頭しばらくの間、事務局で進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず構成員の皆様の出欠状況でございますが、本日は五十嵐委員が所用により御欠席ということでございますので御報告を申し上げます。

次にこの会議の議事録でございますが、地教行法の第1条の4第7項の規定により、議事録の作成及び公表は市長の努力義務となっております。この規定を踏まえまして、議事録を作成するための録音、また記録のための写真撮影を、事務局において行わせていただきますので御了承いただきますようお願いいたします。また、議事録につきましては、各教育委員の皆様にも御確認いただいた後、市長の承認により確定することとし、各区の情報公開コーナーや市のホームページ等で公表いたしたいと存じますので、この点についても併せて御了承をお願いいたします。

次に、会議の公開の取扱いにつきましては、正式には、後ほど、本日の議題(1)のところで決定いたしますが、それまでの当面の取扱いについて御説明を申し上げます。

総合教育会議につきましては、地教行法第1条の4第6項の規定により、原則公開とされていることから、あらかじめ傍聴及び取材につきまして報道発表を行わせていただいていたところでございます。現在のところ、傍聴希望者はございませんが、報道関係者からの取材の希望が4社ございます。本日の会議につきましては、非公開とするべき事項は今のところないと考えられることから、本日の会議については公開とし、また傍聴についても許可ということで対応したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○事務局(都市戦略本部総合政策監) それでは、本日の会議は公開ということで、また傍聴も許可ということで進めたいと存じます。

それでは、本日、傍聴人はございませんので、報道関係者に入室いただきます。少々お待ちいただければと思います。

○事務局(都市戦略本部総合政策監) 報道関係の皆様にごお願いいたします。取材につきましては、終了まで行っていただいて結構ですが、撮影につきましては、この後の市長挨拶、教育委員長挨拶のところまでということでよろしくお願いいたします。

いたします。

2 市長挨拶

○**事務局（都市戦略本部総合政策監）** それでは本日は、第1回の会議ということでございますので、開会に当たり、清水市長及び大谷教育委員長から御挨拶をいただきたいと存じます。

それでは、まず、清水市長から御挨拶をお願いいたします。

○**清水市長** 皆様こんにちは。本日は大変お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。本日は、第1回目のさいたま市総合教育会議の開催でございます。その開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

本年4月1日から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。これによりまして、改正の趣旨によりますと、教育行政と児童福祉などの他の分野の行政との連携が、教育委員会と市長部局との間でより円滑に、より充実した形で推進されていくことや、また、自由な意見交換が幅広く行われることなども期待をされております。

本市におきましては、これまでも教育委員会と事務局、また市長部局との連携あるいは役割分担は円滑に行われてきていると認識しておりますが、法改正の趣旨を踏まえまして、この総合教育会議を通じて教育委員会とのコミュニケーションを一層強化してまいりたいと考えております。

本日の第1回目におきましては、総合教育会議の運営について、また、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の考え方等について、協議、調整を予定しております。

特に、教育大綱につきましては、教育委員会の皆様から、いろいろな御意見をいただき、協議、調整を尽くし、さいたま市らしさが十分に盛り込まれたものになればと考えておりますので、是非とも忌憚のない意見交換をよろしくお願ひしたいと思います。

今回、第1回目という記念すべき会議であります。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○**事務局（都市戦略本部総合政策監）** ありがとうございます。

3 教育委員会委員長挨拶

○**事務局（都市戦略本部総合政策監）** 続きまして、大谷教育委員長から御挨拶をお願いいたします。

○**大谷教育委員長** 教育委員会を代表いたしまして、私の方からも一言御挨拶を申

上げます。

日頃、清水市長におかれましては、本市教育行政の推進に当たりまして、様々な御支援、御協力を賜っておりますことに心から御礼を申し上げる次第でございます。

先程ございましたように、本年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、教育委員会制度が大きく変更されました。その改正の中の1つが本日のこの総合教育会議でございます。

さいたま市では、これまでも市長と教育委員との間で、適宜懇談会を開催し、十分な意思疎通が図られてまいったと認識しているところでございますが、このたび、法に基づく公式な会議の場が設定されたということで、ますますコミュニケーションを深めながら、さいたま市の教育のあるべき姿、あるいは課題などを共有してまいりたいと考えているところでございます。

豊かな人間性と創造性を備え、これからの社会を担う子どもたちを育成するという、教育の使命は、普遍的なものであります。

明日のさいたま市を担う子どもたちが、社会の急速な変化を乗り越え、未来を切り拓いていく力を育めるよう、「日本一の教育都市」を目指して、市長と一層連携を図るとともに、今後策定されます教育大綱等を踏まえ、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、何卒よろしくお願い申し上げます。

○事務局（都市戦略本部総合政策監） ありがとうございます。

恐縮でございますが、委員長以外の委員の皆様の御紹介は省略をさせていただきます。

それでは、撮影につきましては、ここまでということでお願いいたします。

(配付資料確認)

4 議題（1）さいたま市総合教育会議の運営について

○事務局（都市戦略本部総合政策監） それでは議題に入りたいと存じます。

議題（1）「さいたま市総合教育会議の運営について」、事務局から説明申し上げます。

○事務局（都市経営戦略部副参事） それでは、議題（1）さいたま市総合教育会議の運営について、説明いたします。資料1をご覧ください。

総合教育会議につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4各項において、規定されているところでございます。

その主な内容といたしましては、まず、総合教育会議は市長が設置することとされており、構成員は市長と教育委員会からなり、招集は市長が行うことになっ

ております。

また、総合教育会議における協議・調整事項につきましては、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置となっております。

この会議は原則公開の上、議事録を作成し、公表するよう努めることとされておりますが、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときはこの限りでないとしております。

その他運営上の必要事項は総合教育会議が定めることとされております。

なお、今後のスケジュールにつきましては、基本的には、次年度の教育施策やその予算などについておおむね年2回程度開催し、その他緊急時には必要に応じその都度開催することを考えております。

以上、総合教育会議の概要について、説明をさせていただきました。

続きまして、次頁をご覧ください。

ただいま総合教育会議の概要の説明いたしましたとおり、その他運営上の必要事項はこの会議で定めるとの規定がございます。

始めに、さいたま市総合教育会議運営要綱案について、説明させていただきます。

この要綱案は、法律に定めのない総合教育会議の運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第1条で要綱を制定する趣旨、第2条で会議の招集、第3条で会議の主宰は市長である旨規定をしております。また、第4条で構成員以外の出席者について市長が認める市職員を出席させることができる旨を規定したところです。第5条で会議の傍聴について規定をしております。また、第6条及び第7条で議事録の作成、公表、記載事項について、最後に第8条でこの会議の庶務については市長部局の都市戦略本部において処理することとさせていただきました。

次頁をお開きください。次に、さいたま市総合教育会議傍聴人要領案について、説明いたします。

当該要領案は、前頁のさいたま市総合教育会議運営要綱案第5条第2項の規定を受けて定めるものでございます。

当該要領案につきましても、本市の教育委員会会議の規則に倣いまして、第1条で趣旨、第2条で傍聴の手續等、第4条以下で傍聴することができない者、傍聴人が守るべき事項、退場、その他について規定しているところでございます。

なお、第3条の報道関係者の傍聴に係る手續等につきましては、当該規則に規定のない事項になりますが、より明確化するとの見地から追加したところでございます。

説明は、以上です。

○事務局（都市戦略本部総合政策監） ただいまの説明につきまして、御質問、御

意見等はございますでしょうか。

- 事務局（都市戦略本部総合政策監） それでは、「さいたま市総合教育会議運営要綱」及び「さいたま市総合教育会議傍聴人要領」につきましては、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」）

- 事務局（都市戦略本部総合政策監） それでは、原案のとおり決定とさせていただきます。

ここで、ただいま御決定いただきました運営要綱に基づき会議を主宰する市長から、御発言をお願いしたいと思います。

- 清水市長 それでは、ただいまの「運営要綱」を受けまして、私の方で、会議を主宰いたしますので、よろしく願いいたします。

その上で、今後の会議の具体的な進め方についてであります。本会議の設置趣旨は、「首長と教育委員会が対等な立場で意見を交換していく場」ということでもあります。

こうした趣旨を踏まえて、私としては、議事の進行役に徹するというのではなく、形式的な進行につきましては引き続き事務局に任せながら、私からも積極的に意見や考えを申し述べさせていただき、という形で進めていければと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」）

- 清水市長 それでは、引き続き、事務局において進行をお願いします。

- 事務局（都市戦略本部総合政策監） 承知いたしました。それでは、引き続き、事務局の方で事務的な進行をさせていただきたいと存じます。

4 議題（2）教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定の考え方について

- 事務局（都市戦略本部総合政策監） それでは、続きまして、議題（2）「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定の考え方について」、事務局から説明を申し上げます。

- 事務局（都市経営戦略部副参事） それでは、議題（2）教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定の考え方について、説明させていただきます。

ます。恐れ入りますが、まず始めに、資料1の1枚目、中段の囲み「大綱の概要」をご覧ください。

大綱につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3において規定されているところをごさしまして、1点目といたしましては、市長が、国の「教育振興基本計画」の一部を参酌し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものとされております。

また、2点目といたしまして、市長が、大綱を策定、変更するに当たりましては、あらかじめこの総合教育会議において協議が必要とされているところをごさします。

本日の議題(2)におきましては、この規定を受けまして、市長が大綱を策定する上で、まずは、その方向性について協議をお願いするものでございます。

それでは、資料2をご覧ください。

現在、本市におきましては、教育分野に係る根本となる方針を定めている計画といたしまして、さいたま市総合振興計画とさいたま市教育総合ビジョンがございます。

総合振興計画につきましては、本日、計画書を配付させていただいておりますが、この総合振興計画は、御存知のとおり、基本構想、基本計画、実施計画の3層から構成される、さいたま市の市政運営の最も基本となる計画でございまして、現在の基本計画である後期基本計画につきましては、平成25年に市議会の議決を得て、策定されたものとなっております。

また、さいたま市教育総合ビジョンにつきましては、教育基本法に規定する、本市における教育振興基本計画でございまして、国の教育振興基本計画を参酌し、また、総合振興計画を上位計画として策定されております。

これらの大綱の対象や本市の実情を勘案しますと、教育大綱につきましては、国の教育振興基本計画を参酌し策定しているさいたま市教育総合ビジョンとの整合が図れており、教育だけにとどまらず文化芸術の施策も包括的に取り込んでおります総合振興計画の体系をベースとして作成することといたしたいと考えているところをごさします。

なお、総合振興計画の体系をベースとして作成することとした場合のイメージといたしましては、2枚目のA3資料のとおりとなります。

まず、基本構想におきまして、本市の将来都市像を実現するための7つの分野からの施策展開の方向を示しておりますが、その一つといたしまして、教育・文化・スポーツの分野において、一人ひとりが生き生きと輝く個性を育むとしておりまして、この辺りが、教育大綱における基本方針になるものと考えております。

また、この施策展開の方向を受け、後期基本計画におきましては分野別計画を示しているところであり、第3章の第1節で教育について、第2節で生涯学習について、第3節でスポーツについて、第4節で文化について、それぞれ目指す方向性や施策展開を示しております、この辺りが、教育大綱における目指す方向

性になるものと考えております。

説明は、以上です。

○**事務局（都市戦略本部総合政策監）** それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

○**清水市長** 教育大綱における基本方針や目指す方向性は、総合振興計画からもってきて、さいたま市教育総合ビジョンに繋げていくとしているが、教育総合ビジョンも含めて、ただ繋ぎ合わせるというイメージではなく、今日的な要素を含めて少し付け加えたり、強調したりすることも考えてのものとの認識で良いか。

○**事務局（都市戦略本部総合政策監）** 資料の基本的な考え方のところで、総合振興計画の体系をベースとして作成すると記載させていただいているとおり、大項目については、総合振興計画を使うということを考えております。

その中身につきましては、現状に応じた形でメリハリをつけていくといったことは当然あるものと考えております。ただ、総合振興計画自体は議会の議決をいただいておりますので、矛盾するような記載はなかなか難しいと思いますが、矛盾しない範囲で、状況の変化を踏まえたメリハリをつけることは当然あり得ると考えております。

○**清水市長** そうすると、教育総合ビジョンに繋がっていくところを議論していくという理解で良いか。

○**事務局（都市戦略本部総合政策監）** 基本的には、本日は資料に記載のある大枠までを御議論いただいて、次回、4. 目指す方向性の各項目にぶら下がる具体的な方向性について、案を提出させていただき、御審議いただければと考えております。

○**稲葉委員** 教育大綱についての事務局の考え方というのは、資料1の大綱の概要に記載があるとおり、その目標や施策の根本となる方針を定めるということで、個別具体的な施策を載せるものではないという考え方だと思います。その考えを前提に、いろいろと計画の中に入れていかなければならない。もしかすると教育総合ビジョンからも何らかの形で施策を打ち出していかなければならないという考え方でよろしいか。

○**事務局（都市戦略本部総合政策監）** そのとおりです。

○**清水市長** 教育大綱の計画期間については、どのように考えているのか。

- 稲葉委員** 教育総合ビジョンは、平成21年3月に策定し、おおよそ10年間の計画となっています。なお、中間の5年目に一度見直しを行っています。
- 事務局（都市戦略本部総合政策監）** 教育大綱の計画期間につきましては、法律上定めはございませんので、今回の会議で御審議いただきたいと考えております。教育大綱は、施策を事業レベルで盛り込むものではなく、大きな方針であることから、一定のスパンは必要と考えておりますが、それが例えば4年なのか5年なのかについては、次回、案を提出させていただきたいと思っております。
- 清水市長** 今後、落とし込みをしていった際には、教育の分野だけではなく、文化やスポーツなど、その範囲が広がるというイメージで良いか。
- 事務局（都市戦略本部総合政策監）** 教育総合ビジョンについては、いわゆる教育の分野が中心ですので、教育大綱における教育部分の内容については、総合振興計画と教育総合ビジョンの両方を見ながら、中身を詰めていくことになろうと思っています。
教育分野以外の学術・文化等につきましては、市長部局側の計画として、文化芸術都市創造計画もありますので、そういった内容も踏まえながら、反映していきたいと考えております。
- 稲葉委員** おそらく、総合振興計画後期基本計画第3章の第1節から4節で、教育大綱に盛り込む内容を満たしているか否かということが、本日議論していくことであろうと思っております。
第1節は教育のこと、第2節は生涯学習のことで、教育委員会の関わりとなります。第3節はスポーツの分野、第4節は文化芸術ということで、文化財も入っておりますが、市長部局での関わりが出てきますし、今後実施される様々なイベントなども視野に入れられるので、よろしいのではないかと考えます。
- 事務局（都市戦略本部総合政策監）** 正にその辺りが、この教育大綱を作成していくというプロセスを通じまして、市長部局側と教育委員会側とで意識を合わせていくところかと思っておりますので、次回に向けて事務局として調整を進めてまいりたいと思っております。
- 事務局（都市戦略本部総合政策監）** 本日事務局から説明申し上げた内容に沿って、本日の皆様の御意見を踏まえながら、今後、事務局において、教育大綱案の具体的な内容の詰めに入らせていただきたいと思います。
それを受けまして、今回の会議において教育大綱案を提示させていただき、また御審議をお願いしたいと存じます。

○事務局（都市戦略本部総合政策監） 本日の議題は以上でございます。

5 その他

○事務局（都市戦略本部総合政策監） 残りの時間につきましては、今回第1回の会議ということでございますので、本日の議題に限らず自由な意見交換として、総合教育会議の趣旨を踏まえて幅広く御意見をいただきたいと思っております。

皆様、いかがでしょうか。

○清水市長 今回この総合教育会議ができたことで、私が大きく期待しているのは、教育と、文化あるいはスポーツなど市長部局で行っているいろいろなものとの「際」みたいなところを、できるだけシームレスにしていけるのではないかとということです。

それぞれ役割分担をしていく必要はあると思っておりますけど、お互い協力と理解をしながら、調整そして推進をしていける会議であってほしいと思っています。

教育大綱で示す内容とは別に、学童の問題や、学校という施設がこれから高齢化の時代になっていろいろな意味で地域の中核的な施設としての役割を担うようになるであろうことなど、通常の教育委員会の中で話されていることよりも少し広範な議論ができればという思いがあります。

「〇〇（丸々）の所管だから」との言い方ではなく、シームレスに市としての取組ができるような議論と推進が図れればと思っております

まずは、教育大綱づくりがあります。

教育委員会の委員及び事務局の皆様方とは、これまでもいろいろな形で意見交換をさせていただいており、おおむね方向性は共有できていると私は思っておりますが、これまで以上に少し幅広い心で議論ができればと思っております。

○大谷教育委員長 私自身も役人生活を長くやってきたわけですがけれども、縦割りと言うのでしょうか、おっつけ勝ちと言いましょか、おっつけることが能吏の証みたいなのが事実ありました。

縦割り行政とよく言われますけれど、何とかボーダーに位置する課題、今、市長から学童という言葉が具体的に出ましたが、これに限らず、総合教育会議が、教育委員会と市長部局の所管との思い切った連携やおっつけ合いから取り合いへのきっかけ、またその大きな推進力となっていくべきと思っております。

○石田委員 縦割りの解消というか、風通しをよくすることが大切なのだと思っております。どこに持っていていいのかという話が多いと思うのですが、できるだけこの総合教育会議を有効に使っていただき、ここに言えば何でもやってもらえるようにする。市長がいて、教育委員長も教育長もいるこの会議は、本当に重要な会議になってくると思っております。

本日、学校訪問に行ってきたのですが、気になった点がございました。

まず、野田小学校につきまして、各学年1クラス、全体で6クラスのこじんまりとした小さな学校ですが、大変交通量が増えており、ちょうどカーブになっているところに車が3回ほど飛び込んだらしいのです。どこに話を持っていったらいいのかというので、預かってきました。子どもの安全確保について、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、美園中学校にも行ってきたのですが、学区が広く50数パーセントが自転車通学です。生徒にけががないようにと校長に話をしましたところ、朝から指導していますから絶対大丈夫と豪語しておりましたので安心はしましたが、あの辺は本当に怖いです。レッスの試合開催日には、交通渋滞の抜け道としていろいろな車が出てきたりします。絶対に事故が起こさないように、自転車教育について、教育委員会、そしてこの総合教育会議で何か提言できればと思ひています。

- 清水市長** 今のような安全対策については、市長部局からの課題であり、また教育行政からの課題でもあり、両側から重なる部分であることから、協調していくことによってその効果が高まる一例であろうと思ひます。

この総合教育会議は、国にとっても地方自治体にとっても、教育が大変重要な大きな柱だという位置づけの中で、生まれてきたものと私自身は理解をしていますし、さいたま市としても、この教育は大変重要だと思ひておひます。

それぞれから見た課題、あるいは解決したい問題が多々あるかと思ひますので、いろいろ連携をしていくことで、より効果が高まるようにしていければと思ひます。

- 平澤委員** 私の本業は、障害者でアーチェリーをやっておりますが、障害者スポーツは、福祉の分野でもあり、スポーツの分野でもあることから、まさに先程お話のあった縦割りで、いろいろな問題を抱えていても、それぞれの対応が分かれてしまったりと、スムーズにいかないことが多くあります。

学校訪問で障害のあるお子さんたちと会う機会があつても、そのお子さんたちがなかなかスポーツに携わる機会がなく、とても残念に思ひます。

また、学校訪問をさせていただいた中で、とても新しくきれいな学校と、とても古くからある学校のちょうど両極端の学校を1日で回ったことがあります。同じ学校でもずいぶん差があるのだと感じました。もちろん新しいものだけが良くて、古いものが良くないというわけではなくて、古いものには古いものの良さ、新しいものには新しいものの良さがあると思ひます。しかしながら、やはり施設として古く老朽化が進んでいることで、子どもたちが不便な思いをしているという事実もあると思ひますので、この総合教育会議を通して少しでも改善されていくことを願ひています。

- 稲葉委員** 前々から、市長からはたくさんの教育に対するいろいろな思いや提案

をいただいております。実情、私どものほうでもしっかりやっておりますけれども、やはり教育委員会だけでは乗り越えられないことも、これから出てくると思っています。

このような機会ができましたので、教育委員会だけでなく、市長部局の各所管等を含めて、実現に向けて検討していく場になっていければと考えております。

できるだけ率直な考え方の基に、できない理由ではなくて、どうしたらできるかということを、この会議で協議していくことが一番望ましいと考えています。是非ともよろしく申し上げます。

○事務局（都市戦略本部総合政策監） ほかにございますでしょうか。

それでは、意見交換につきましては、以上とさせていただきます。

最後に、主宰である市長から本日の会議の総括をお願いできればと思います。

○清水市長 皆様、本日はありがとうございます。

議題（２）の教育大綱につきましては、本日の協議で策定の方向性が決まりましたので、これに従い、事務局で大綱案の作成をしてもらい、次回の会議で協議の上、決めていきたいと思っております。

また、ただいまの意見交換の中で申し上げました「際」につきまして、縦割りではなくて、市長部局からも教育委員会からも連携をしていくことで、もっとも効果が上がります、子どもたちのためになる、あるいは市民のためになるということが、かなりあるかと思っております。

そのような部分について、いろいろな形で協議ができるようにしていきたいと考えております。教育大綱を作った後のテーマとして、いくつか整理をしてもらい、議論できればと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○事務局（都市戦略本部総合政策監） 皆様本日はありがとうございます。次回第２回の会議は、７月頃の開催を予定しております。

それでは、以上をもちまして、平成２７年度第１回さいたま市総合教育会議を終了させていただきます。

皆様、大変お疲れ様でした。

6 閉会
